

第 4 章



計画の推進にあたって

本章では、この計画を推進するにあたっての体制、進行管理及び評価等について記載しています。

1 計画の推進

計画の普及及び計画に位置付けた施策・事業の着実な推進を図ります。

(1) 推進体制

浜松市次世代育成支援推進本部

平成20年度より市長を本部長とし、関係部長等を委員とする浜松市次世代育成支援推進本部を設置し、推進本部会議と関係課から組織するワーキング・グループ会議を開催し、次世代育成支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行っていきます。

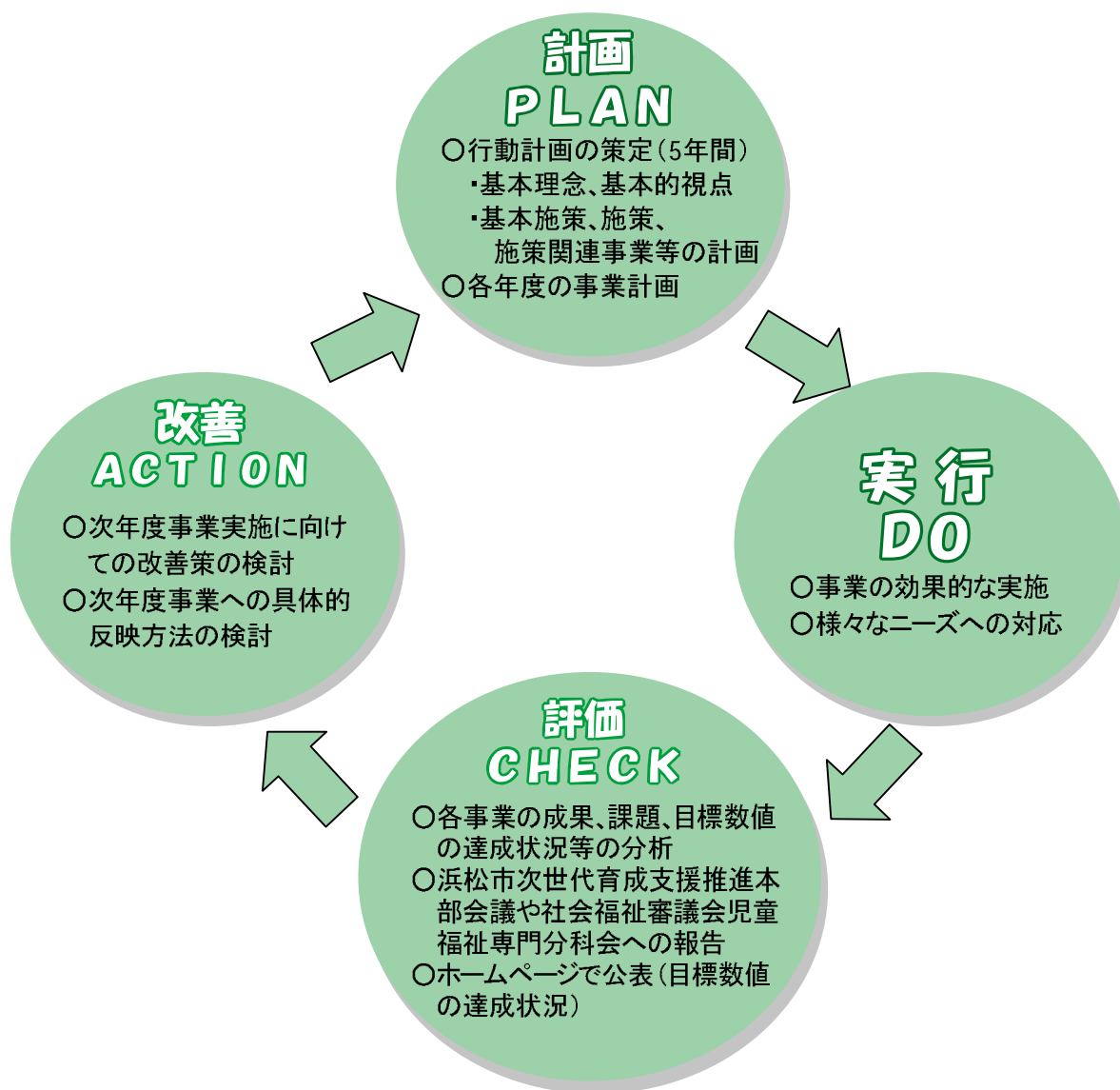
浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

浜松市社会福祉審議会条例（平成12年3月24日浜松市条例第46号）に基づき、学識経験者やPTA代表、保育園・幼稚園園長会、子ども会関係者、子育て関係団体代表等から組織する浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、次世代育成支援行動計画の推進等について審議をしていきます。

(2) 計画の進行管理及び評価

次世代育成支援行動計画の事業等の進捗状況については、各所管課による評価を実施し、課題や成果を整理するとともに、浜松市次世代育成支援推進本部会議、ワーキング・グループ会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会等に報告し、意見を伺い、その結果を施策・事業の見直し等に反映することにより、PDCAサイクルの中で施策・事業の実効性を高めていきます。

計画の実施状況の点検評価 (PDCAサイクル)



定期的に行動計画等に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更すること、その他必要な措置を講ずるよう努めます。